

中核的労働要求事項方針

株式会社ダイケングループは、ILO（国際労働機関）によって定められた「中核的労働基準」を尊重し、その実現のため「中核的労働要求事項方針」を策定します。

「中核的労働要求事項方針」は、社員の尊厳を守り、能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境、労働者の健全な労働環境を維持し、社会的責務を果たすというSDGsの考え方に即したものでもあります。

1. 児童労働の禁止と若年労働者への配慮

法令の定める雇用最低年齢に満たない労働者の雇用を禁止します。

また、18歳未満の従業員に夜勤や残業など健康が損なわれる可能性のある業務には従事させません。

2. 強制労働の禁止

いかなる就業形態においても、不当な労働及び労働者の意思に反した強制労働を排除します。

3. 雇用及び職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・性別・宗教・疾病などによる差別、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど人権を無視する行為を排除します。

4. 結社の自由及び団体交渉権の尊重

労働者が労働者団体を設立、団体に加入、あるいはこれを補助する合法的な活動に従事する権利、あるいはこれらを控える権利を尊重します。

以上、労働基準法及び労働組合法に準ずる。

2022年10月1日

株式会社ダイケン

代表取締役社長 松茂信吾